

桶川市青少年問題協議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、桶川市青少年問題協議会条例（昭和40年桶川市条例第14号）第5条の規定に基づき、組織及び会議に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 桶川市青少年問題協議会（以下「協議会」という）は、委員13人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 市議会議員
- (2) 地域の代表者
- (3) 民生委員・児童委員
- (4) 保護司
- (5) 社会教育委員
- (6) 子ども会育成連絡協議会の役員
- (7) 巡回指導員
- (8) 小・中学校長
- (9) 青少年相談員
- (10) 青少年健全育成市民会議の役員
- (11) 警察署の職員
- (12) 教育長

(会議)

第3条 協議会の会議は、会長が招集し、必要に応じ随時開くものとする。

2 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

(庶務)

第4条 協議会の庶務は、青少年健全育成主管課において処理する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、平成10年4月1日から適用する。

附 則（平成12年12月27日教育長決裁）

この要綱は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成14年1月16日教育長決裁）

この要綱は、決裁の日から施行し、平成14年2月5日から適用する。

附 則（平成17年2月3日市長決裁）

この要綱は、決裁の日から施行し、平成18年2月5日から適用する。

附 則（平成22年6月30日市長決裁）

この要綱は、決裁の日から施行し、平成22年7月1日から適用する。

附 則（平成26年3月26日市長決裁）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年7月1日教育長決裁）

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

附 則（令和4年3月29日教育長決裁）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和8年3月27日市長決裁）

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。